

鳥取縣公報

毎週火曜日及び
金曜日発行
(当日が休日に当たるときは、その翌日)

次のように改正する。

目次中「北九州事務所」を「削除」に、
「第八款 農業試験場（第百二
十九条）」を 第八款 農業試験場（第百二
十九条）へ
「第百三十一条」を 第九款 農業講習施設（第百
二十九条）へ

三十条・第一百三十条の二】を第八款の二農業大学校（第一百二十九条第九款農業講習施設（第一百三十条）

卷之三

の二一一第一百一十九条の四)に、「土木出張所」を「土木事務所」に改め
る。

第六条第一項の表総務部の項中
　　総務管財課
　　設置備系　・外事係・管理係

・財産係・
を
総務管財課
・機械係・電気係
・外事室・管理係・財産係・
に

職員厚生課 管理係・厚生係
・職員診療所・健康管理係・福祉
職員会館を

管理係・厚生係・健康管理係・福祉
係に、
税務課
税制第一係
自動車
行政第一系

昭和五十九年三月二十七日
鳥取県知事 西尾邑次

鳥取県規則第十号

鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則

**鳥取県行政組織規則（昭和三十九年三月鳥取県規則第十三号）の一部を
鳥取県行政組織規則の一部を改正する規則**

稅制第二係
稅制第三係

を

地 方 課	稅 務 課
行政係・企画振興係 税務係	企画係・直税係・間税係・自 由化係

係及び調整係を」を削る。

第九条総務課の項第六号中「及び翻訳、通訳その他外事一般」を削り、同項中第十号を第十三号とし、第九号を第十二号とし、第八号中「大阪事務所及び北九州事務所」を「及び大阪事務所」に改め、同項中同号を第十一号とし、第七号を第十号とし、第六号の次に次の三号を加える。

七 外国人の登録及び協定永住に関すること。

八 海外移住に關すること。

九 國際交流の総括に關すること。

第九条広報文書課の項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とする。

第十条厚生援護課の項中第十九号を削り、第二十号を第十九号とし、第二十一号を第二十号とし、第二十二号を第二十一号とし、同條国民年金課の項の次に全国身体障害者スポーツ大会準備室の項として次のように加え

全国身体障害者スポーツ大会準備室

第二十一回全国身体障害者スポーツ大会に關すること。

第十条の二健康対策課の項中第十七号を第十八号とし、第十二号から第十六号までを一号ずつ繰り下げ、第十一号の次に次の一号を加える。

十二 医療以外の老人保健事業に關すること。

第十二条労政課の項中「労政課」を「労政訓練課」に改め、同項第四号中「労政事務所」の下に「婦人就業援助センター及び専修職業訓練校」を加え、同項中同号を第五号とし、第三号の次に次の一号を加える。

四 職業訓練（身体障害者に係るもの除く。）に關すること。

第十三条職業安定課の項中第三号を削り、第四号を第三号とし、第五号を第四号とし、第六号を第五号とし、第七号中「婦人就業援助センター」

及び専修職業訓練校」を削り、同項中同号を第六号とし、第八号を第七号とする。

第十二条農業指導課の項第十二号を削り、同條農業改良課の項第九号中「農業経営大学校」を「農業大学校」に改め、同條農蚕園芸課の項中第八号を第九号とし、第七号を第八号とし、第六号の次に次の一号を加える。

七 九州地方等における農産物市況等の調査及び情報連絡に關すること。

第十三条管理課の項第十三号中「土木出張所」を「土木事務所」に改め

る。

第十五条第五項を削る。

鳥取県防災会議

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

合における関係行政機関等の連絡調整

士試験委員会

電気工事士法(昭和三十五年法律)

による電気工事士試験の実施に関する事務

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

びその実施の推進、災害が発生した場

所の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

等の防災に關する事務

の実施の推進、災害が発生した場

災害対策基本法(昭和三十六年法律)

第十四条第二項の規定による地

域防災計画の作成及

第四章第一節第三款を次のように改める。

第三款 削除

第二十七条及び第二十八条 削除

第一百七条第一項の表鳥取県鳥取地方農林振興局の項中

振興課

米子地方農林振興局の項中	振興課	林業課	林政係・普及指導係・林道係・治山係	に改め、同表鳥取県
--------------	-----	-----	-------------------	-----------

・ 係・企画主幹・農務主幹・指導
・ 蚕業主幹・畜産主幹

振興課
主幹・畜産主幹

三
音四

卷之三

林業課
林政係・普及指導係・林道係・治山
係

に改め、同表鳥取県八

مکتبہ ملیٹری ایجنسی

卷之三

頭地方農林振興局の項中

振興課
庶務係・企画主幹・農務主幹
主幹・蚕業主幹・畜產主幹・指導

振興課	主幹	副幹
	・蚕業主幹	・畜產主幹
育苗課	・農業主幹	・農業副幹
耕種課	・農業主幹	・農業副幹

振興課
主幹

林政係・普及指導係・施設第一係・
施設第二係

林業課
林政係・普及指導係・

畜產主幹・企画主幹・農務主幹・指導

林道係・治山に改め、同表鳥取県倉吉地方農林振興局の項中

・ 団体営業・県営事業係

庶務係・企画主幹・農務主幹・指導
主幹・蚕業主幹・畜産主幹

を削り、第十三号を第十二号とし、以下一号ずつ繰り上げる。

農務主幹・指導

林政係・普及指導係・施設係

る。 第百四條中「農機具科及び肥料検査室」を「及び農機具科」に改め

第四章第五節第八款の次に次の二款を加える。

第八款の二 農業大学校

(名称及び位置)

第一百一十九条の二 鳥取県立農業大学校の設置及び管理に関する条例(昭和五十九年三月鳥取県条例第七号)第二条の規定により設置された農業大学校の名称及び位置は、次のとおりである。

名	称	位	置
鳥取県立農業大学校		東伯郡閑金町	

(分掌事務)

第一百一十九条の三 農業大学校は、次代の農業を担い、指導的役割を果たし得る人材の養成に関する事務及び農業者等の研修に関する事務を分掌する。

(内部組織)

第一百一十九条の四 農業大学校に総務課及び教育部を置く。

第一百三十条の表鳥取県立農業経営大学校の項を削り、同表鳥取県立中小家畜講習所の項中「米子市」を「西伯郡西伯町」に改める。

第一百三十条の二を削る。

第四章第六節第一款の款名を次のように改める。

第一款 土木事務所

第一百五十五条中「土木出張所」を「土木事務所」に、「鳥取県鳥取土木出張所」を「鳥取県鳥取土木事務所」に、「鳥取県家土木出張所」を「鳥取県郡家土木事務所」に、「鳥取県倉吉土木出張所」を「鳥取県倉吉土

木事務所」に、「鳥取県米子土木出張所」を「鳥取県米子土木事務所」に、

「鳥取県根雨土木出張所」を「鳥取県根雨土木事務所」に改める。

第一百五十六条第一項中「土木出張所」を「土木事務所」に、「鳥取県鳥取土木出張所」を「鳥取県鳥取土木事務所」に、「鳥取県郡家土木出張所」を「鳥取県郡家土木事務所」に、「鳥取県倉吉土木出張所」を「鳥取県倉吉土木事務所」に改め、同条第二項工務第二課の項第四号中「倉吉土木事務所」に改め、同条第二項工務第二課の項第六号中「鳥取土木出張所」を「鳥取土木事務所」に改め、同条第二項工務第一課の項第三号中「郡家土木出張所、倉吉土木出張所、米子土木出張所及び根雨土木出張所」を「郡家土木事務所、倉吉土木事務所、米子土木事務所及び根雨土木事務所」に改め、同条第二項工務第二課の項第四号中「倉吉土木事務所」に改め、同条第二項工務第二課の項第六号中「鳥取土木出張所及び根雨土木出張所」を「倉吉土木事務所、米子土木事務所及び根雨土木事務所」に改め、同条第二項建築課の項第一号中「

昭和59年3月27日 火曜日

鳥取土木出張所」を「鳥取土木事務所」に、「郡家土木出張所」を「郡家土木事務所」に、「米子土木出張所」を「米子土木事務所」に、「根雨土木出張所」を「根雨土木事務所」に改め、同項第三号及び第五号中「鳥取土木出張所」を「鳥取土木事務所及び倉吉土木事務所」に改め、同条第三項中「根雨土木出張所」を「根雨土木事務所」に改める。

第一百六十条の表を次のように改める。

名 称	位 置	管轄 区 域
鳥取社会保険事務所	鳥取市	鳥取市、岩美郡、八頭郡及び氣高郡
倉吉社会保険事務所	倉吉市	倉吉市及び東伯郡
米子社会保険事務所	米子市	米子市、境港市、西伯郡及び日野郡

第一百六十二条の表中

(鳥取社会保険)
事務所
鳥取社会保険
庶務課・徴収課・業務課・業務第一課・業務第二課
国民年金業務課・国民年金保険料課

第二課
を

鳥取社会保険 事務所 倉吉社会保険 事務所	庶務課・徴収課・業務課・業務第一課・業務第二課 国民年金業務課・国民年金保険料課
--------------------------------	---

に改める。

(施行期日)
附則

1 この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

(国有財産使用及産物採取規則の一部改正)

2 国有財産使用及産物採取規則(大正十五年一月鳥取県令第二号)の一部を次のように改正する。

第十六条中「所管土木出張所」を「所轄土木事務所」に改める。

(建築士法施行細則の一部改正)

3 建築士法施行細則(昭和二十五年十一月鳥取県規則第八十五号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「土木出張所(住所地が、八頭郡である場合にあつては鳥取土木出張所、日野郡である場合にあつては米子土木出張所とする。)の長」を「土木事務所長(住所地が、八頭郡である場合にあつては鳥取土木事務所長、日野郡である場合にあつては米子土木事務所長)」に改める。

第一条の二、第二条、第二条の二第一項、第四条、第五条、第六条、第八条及び第八条の二中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改める。
(鳥取県海岸法施行細則の一部改正)

4 鳥取県海岸法施行細則(昭和三十五年五月鳥取県規則第二十四号)の一部を次のように改正する。

第十二条中「所轄の土木出張所長」を「所轄土木事務所長」に改める。
(都市計画法施行規則の一部改正)

5 都市計画法施行規則(昭和三十六年四月鳥取県規則第二十五号)の一
部を次のように改正する。

第十三条中「所轄土木出張所長」を「所轄土木事務所長」に改める。
(土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則の

(一部改正)

6 土地区画整理事業施行地区内における建築行為等の許可に関する規則

(昭和三十六年四月鳥取県規則第二十六号) の一部を次のように改正する。

第五条第二項中「所轄土木出張所長」を「所轄土木事務所長」に改める。

(鳥取県屋外広告物条例施行規則の一部改正)

7 鳥取県屋外広告物条例施行規則(昭和三十七年十月鳥取県規則第五十号)の一部を次のように改正する。

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

8 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十一月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第二条第二項中「土木出張所の長」を「土木事務所長」に改める。

(鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則の一部改正)

9 鳥取県営住宅の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和三十七年十一月鳥取県規則第七十号)の一部を次のように改正する。

第十一条第一項の表中「鳥取土木出張所長」を「鳥取土木事務所長」に、「倉吉土木規則第七十号」を「倉吉土木事務所長」に、「米子土木出張所長」を「米子土木事務所長」に改める。

様式第十号の二の備考中「鳥取土木出張所」を「鳥取土木事務所」に、「鳥取土木出張所」を「倉吉土木事務所」に、「米子土木出張所」を「米子土木事務所」に改める。

(鳥取県失業対策事業運営規程の一部改正)

10 鳥取県失業対策事業運営管理規程(昭和三十八年十二月鳥取県規則第五十九号)の一部を次のように改正する。

第四条、第五条、第六条第一項及び第七条中「土木出張所」を「土木事務所」に改める。

第九条第一項中「土木出張所の長」を「土木事務所長」に改め、同条

第二項中「土木出張所」を「土木事務所」に改める。

第十条及び第十二条第二項中「土木出張所」を「土木事務所」に改める。

第十三条及び第二十二条第七号中「土木出張所の長」を「土木事務所長」に改める。

第二十七条及び第二十九条の二中「土木出張所」を「土木事務所」に改める。

第二十九条の三中「土木出張所の長」を「土木事務所長」に改める。

第三十五条中「土木出張所」を「土木事務所」に改める。

(鳥取県会計規則の一部改正)

11 鳥取県会計規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十一号)の一部を次のように改正する。

別表第一の一の表中「職員厚生課——職員会館の利用料金の収納に関する事務」を削る。

(鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則の一部改正)

12 鳥取県用品調達等集中管理事業特別会計で取り扱う用品等の範囲を定める規則(昭和三十九年三月鳥取県規則第十八号)の一部を次のように改正する。

第一条第一項中「大阪事務所及び北九州事務所」を「及び大阪事務所」に改める。

(宅地建物取引業法施行細則の一部改正)

13 宅地建物取引業法施行細則(昭和四十年六月鳥取県規則第三十四号)

の一部を次のように改正する。

第六条中「土木出張所（主たる事務所が、八頭郡に所在する場合にあつては鳥取土木出張所、日野郡に所在する場合にあつては米子土木出張所とする。）の長」を「土木事務所長（主たる事務所が、八頭郡に所在する場合にあつては鳥取土木事務所長、日野郡に所在する場合にあつては米子土木事務所長）」に改める。

（河川法施行細則の一部改正）

13 河川法施行細則（昭和四十年八月鳥取県規則第四十号）の一部を次のように改正する。

第二条中「所轄土木出張所」を「所轄土木事務所」に改める。

第七条中「所轄土木出張所の長」を「所轄土木事務所長」に改める。

（鳥取県文書管理規則の一部改正）

14 鳥取県文書管理規則（昭和四十三年三月鳥取県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

第四十二条中「大阪事務所及び北九州事務所」を「及び大阪事務所」に改める。

別表第一中「国民年金課 国」を「国民年金課 全国身体障害者スポーツ大会準備 国」に、「労政課」を「労政訓練課」に改める。

室身 「北九州事務所 キチ」を削る。

（鳥取県特別県営住宅管理規則の一部改正）

15 鳥取県特別県営住宅管理規則（昭和四十三年五月鳥取県規則第四十一号）の一部を次のように改正する。

第二条第一項の表中「鳥取土木出張所長」を「鳥取土木事務所長」に、「倉吉土木出張所長」を「倉吉土木事務所長」に、「米子土木出張所長」を「米子土木事務所長」に改める。

（急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則の一部改正）
16 急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律施行細則（昭和四十五年一月鳥取県規則第三号）の一部を次のように改正する。

第八条中「土木出張所の長」を「土木事務所長」に改める。

（現業職員就業規則の一部改正）

17 現業職員就業規則（昭和四十五年七月鳥取県規則第六十七号）の一部を次のように改正する。

第三条第二項中「土木出張所」を「土木事務所」に改める。

（鳥取県建築基準法施行細則の一部改正）

18 鳥取県建築基準法施行細則（昭和四十八年五月鳥取県規則第三十四号）の一部を次のように改正する。

別表第二中「鳥取土木出張所」を「鳥取土木事務所」に、「倉吉土木出張所」を「倉吉土木事務所」に、「米子土木出張所」を「米子土木事務所」に改める。

様式第九号正本中

※ 土木出張所受付

を

※ 土木事務所受付

に改める。

（土地譲渡益重課制度に係る優良住宅の認定に関する規則の一部改正）

土地譲渡益重課制度に係る優良住宅の認定に関する規則（昭和四十九

年八月鳥取県規則第六十一号)の一部を次のように改正する。

第五条中「土木出張所、日野郡に所在する場合にあつては米子土木出張所の長」を「土木事務所長(当該土地が、八頭郡に所在する場合にあつては鳥取土木事務所長、日野郡に所在する場合にあつては米子土木事務所長)」に改める。

(港湾法施行細則の一部改正)

20 港湾法施行細則(昭和五十一年八月鳥取県規則第五十二号)の一部を次のように改正する。

第九条中「所轄の土木出張所の長」を「所轄土木事務所長」に改める。(鳥取県道路占用規則の一部改正)

21 鳥取県道路占用規則(昭和五十一年六月鳥取県規則第四十四号)の一部を次のように改正する。

第十一條中「所轄の土木出張所の長」を「所轄土木事務所長」に改める。(鳥取県都市公園規則の一部改正)

22 鳥取県都市公園規則(昭和五十四年十月鳥取県規則第六十号)の一部を次のように改正する。

第十一條第二項中「土木出張所長」を「土木事務所長」に改める。

国民体育大会事務局設置規則の一部を改正する規則をここに公布する。

昭和五十九年三月二十七日

鳥取県規則第十一号

鳥取県知事 西 尾 邑 次

国民体育大会事務局設置規則の一部を改正する規則

国民体育大会事務局設置規則(昭和五十五年三月鳥取県規則第八号)の一部を次のように改正する。

第二一条の表中

競技式典課	競技式典課	競技第一係・競技第二係・式典係・
演技係	演技係・記録用具係・式典係・	に改める。

附 則

この規則は、昭和五十九年四月一日から施行する。

を